登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る作業手順書

| 農場名: | | | |
|------|---|--|--|
| | • | | |
| 所在地: | | | |

- 1 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
- ① 本農場において豚熱ワクチンを接種する者は、県が行う研修会を修了し、登録飼養衛生管理者として県に登録された飼養衛生管理者に限る。
- ② 登録飼養衛生管理者は、県が行うフォローアップ研修を、年1回以上受講する。
- 2 ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること。
 - ① 農場は**「豚熱ワクチン年間使用計画書」(**豚熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の 登録要領別記様式1)を作成し、家畜保健衛生所に提出する。
 - ② <u>毎月 20 日まで</u>に、翌月の**「豚熱ワクチン月間接種計画書兼交付申請書」**(豚熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の登録要領別記様式 3)を作成し、家畜保健衛生所に提出する。
- 3 ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること。
- (1) ワクチンの保管に関する事項
 - ① ワクチン接種票の交付申請は、「**豚熱ワクチン月間接種計画書兼交付申請書**」の提出によるものとする。
 - ② 交付された接種票は、登録飼養衛生管理者が管理し、少なくとも1年間保管する。
 - ③ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わない。
 - ④ ワクチンは、添付文書に従い適切に冷蔵保管し、他の容器への移し替えや、必要数量以上の保管は行わない。
- (2) ワクチンの使用に係る手順の詳細
 - ① 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わない。
 - ② 接種票の記載内容を確認し、指示されたワクチン接種の実施期間を遵守する。
 - ③ 接種対象豚の健康状態を確認する。
 - ④ ワクチンの使用期限、外観や中身の異常の有無等を確認する。
 - ⑤ 乾燥ワクチンと溶解溶液を混和し、溶解後、速やかにワクチン接種を行う。
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングする。
 - (7) 接種数量と接種票,使用済みワクチン容器数を突合し,接種漏れの有無を確認する。
 - ⑧ 使用又は廃棄したワクチンの容器は消毒を実施し、<u>毎月 20 日までに</u>前月分をまとめ、家畜保健衛生所が指定する返却場所又は家畜保健衛生所へ返却する。
- 4 ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。
- ① 以下のワクチン接種豚台帳を作成し、登録飼養衛生管理者が適宜記録を行う。なお、台帳は少なくとも1年間保管する。

繁殖豚 : 「ワクチン接種豚台帳① (繁殖豚用)」

No. : 個体番号または通し番号

生産農場 : 導入元の農場名(自家産の場合は"自家産"を記載)

肉 豚 : 「ワクチン接種豚台帳②(肉豚用)|

ロット No.: 通し番号 (農場番号がある場合はそちらでも可)

生産農場 : 導入元の農場名(自農場での出生の場合は"自農場"を記載)

出生日 : ロットの出生日 (例 R5/4/1~R5/4/7)

導入日: 他農場からの導入の場合のみ記載(複数サイトの場合を含む)

② 使用したワクチンの本数等は,「**豚熱ワクチン接種実績報告書」**(熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の登録要領別記様式 6)に記載し, <u>毎月5日までに</u>前月分を家畜保健衛生所に提出する。

5 ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。

登録飼養衛生管理者は、上記手順において作成した**接種豚台帳①、接種豚台帳②**及び**接種実績報告書**の記載内容と、使用又は廃棄したワクチンの容器の本数、ワクチンの 在庫数に齟齬が生じていないかを少なくとも月1回、定期的に確認する。

- 6 その他必要な事項。
- (1)農場からワクチン接種豚を移動する際の対応
 - ① ワクチン接種豚は、出荷の際には、スプレーで背部に「V」をスプレーでマーキングし、接種豚であることが明確に判別できるようにする。
 - ② 移動前に、当該豚の臨床症状を確認する。
 - ③ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じ、積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 車両は他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らないようにする。
 - ⑤ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒し、移動経過を記録し保管する。
- (2) 家畜保健衛生所及び知事認定獣医師との連携について

家畜保健衛生所及び知事認定獣医師と連携し、日々の飼養衛生管理にあたり、立入 検査等に協力する。また、家畜防疫員または知事認定獣医師から飼養衛生管理に係る指 導を受けた場合、改善時期を明確にした上で方針を提示し、同方針に従って対応する。

(3)追加接種について

免疫付与状況確認検査の結果,追加接種が必要となった場合,家畜保健衛生所の指示に従い、追加接種を行う。

(4)登録飼養衛生管理者の登録内容の変更について

以下の内容に変更が生じた場合は、速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡をする。

- ① 登録使用衛生管理者の氏名、住所
- ② 従事する農場名、農場住所